

[事案 2022-292] 契約内容遡及変更請求

・令和 5 年 9 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、特約の保障の継続を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 7 月に契約した組立型保険について、平成 20 年 8 月に定期保険特約を解約したところ、災害割増特約の保険金額が減額されることがわかった。しかし、以下等の理由により、災害割増特約を契約時の保障額のまま継続してほしい。

- (1) 担当者と面談した際、定期保険特約を解約した場合であっても、保険料払込期間満了後も災害割増特約の保障額を 700 万円のまま継続することができること、継続した場合の保険料は、契約内容のお知らせに手書きの記載があるとおり、5 万 4180 円であるとの説明を受けた。
- (2) 定期保険特約の解約手続を終えた平成 20 年 9 月にも担当者と面談し、上記(1)と同様の説明を受け、契約内容のお知らせにも、手書きで「 $\yen 301 \times 12 \times 15 = \yen 54,180$ 」との記載がある。
- (3) 担当者から、保険料払込期間満了後も、80 歳までの間、700 万円の保障がある災害割増特約が継続すると説明を受けたことから、契約を継続した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 災害割増特約の約款によれば、定期保険特約が消滅した場合、当社所定の範囲内で災害割増特約の保険金額も減額される規定となっている。
- (2) 東京地方裁判所の更生計画にもとづき、本契約の契約条件を変更しており、主契約保険料払込満了時に災害割増特約保険金額を付加限度の範囲内とする約款規定を適用する取扱いとしていることから、災害割増特約は減額される。
- (3) 契約内容のお知らせの手書き部分について担当者に確認したが、担当者には記憶がなく、誤った内容を説明したことが確認できなかった。仮に、担当者が間違った説明を行ったとしても、主契約の保険料払込期間満了に伴う災害割増特約の保険金額の減額は、約款にもとづくものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、定期保険特約解約時の説明内容と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約内容のお知らせには、手書きで、災害割増特約を 80 歳まで継続した時の保険料の金額について、「 $\yen 301 \times 12 \times 15 = \yen 54,180$ 」と記入されており、この金額は、災害割増特約の

保険金額を 700 万円とした場合の保険料と一致するが、このような詳細な保険料に関する記載を申立人が行うことは考えられないことから、担当者は、80 歳まで災害割増特約の保険金額を 700 万円として継続できる旨の説明をしたものと思われる。

- (2)別の担当者も、災害割増特約の保険金額を 700 万円として、80 歳まで継続することができると説明していることが認められ、異なる担当者が、複数回にわたって誤った説明をし、そのような説明を受けた申立人が、災害割増特約の保険金額を 700 万円のまま、80 歳まで継続することができると理解したことは当然のことである。
- (3)申立人は、保険金額 700 万円の災害割増特約が、月 301 円の保険料で、80 歳まで継続することを重視して契約を継続してきたと陳述しており、申立人が、2 回にわたって、当時の担当者らにわざわざ手書きで同特約の保険料の記載を求めていること、約 10 年後にも、別の担当者に契約内容の説明を求めていることからして、災害割増特約の継続を重視していたことは明らかであり、申立人の期待権は保護されるべきものである。